

京都市訓令甲第 2 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和6年6月28日

京都市長 松井孝治

別表障害保健福祉課長の項第10号中「特別児童扶養手当に関する証書」を「特別児童扶養手当受給証明書」に改め、「及び記載事項の訂正」を削る。

別表京北出張所次長の項第30号を次のように改める。

(30) 児童扶養手当証書の交付及び記載事項の訂正（本市の区域内における住所の変更に係るものに限る。）並びに特別児童扶養手当受給証明書の交付に関する事。

附 則

この訓令は、令和6年7月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)